



18. 固定資産税の軽減措置

(1) 新築住宅

新築住宅の固定資産税が一定期間減額されます。

対象建物	令和4年3月31日までに新築された住宅のうち一定の基準を満たす住宅
対象要件	①専用住宅（アパート含む）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の2分の1以上） ②居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外のアパートにあつては1区画あたり40㎡）以上280㎡以下 ③車庫等の附属建物を同年（あるいは住宅の軽減期間中）に新築するとそれも含めて面積判定
軽減内容	当該住宅に係る固定資産税額のうち、居住部分の床面積120㎡までの税額が2分の1に減額
軽減期間	新築後3年間 （3階建以上の中高層耐火住宅等は5年間）
提出書類	市税に係る土地・家屋所有者の届出書

問合せ

見附市 税務課 TEL:0258-62-1700(内線 127・129) FAX:0258-62-7062